

社会福祉法人 輪島市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会へ出席したとき、又は本法人業務を行ったときは、報酬として日額3,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、前条に規定する職務又は業務を行ったときに支給する費用弁償の額は、社会福祉法人輪島市社会福祉協議会旅費規程に規定する額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。